

監査の結果に対する措置の内容の公表について

次のとおり監査結果に対する措置の内容の通知がありましたので、地方自治法第199条第14項及び八尾市監査基準第17条の規定により公表します。

令和2年10月1日

八尾市監査委員	吉川 慎一郎
同	八百 康子
同	重松 恵美子
同	榭井 政佐美

記

1 措置の内容の通知

令和元年度定期監査（健康まちづくり部）の結果に対する措置
令和2年9月23日付け 八健推第455号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号
八尾市監査事務局
電話番号 072-924-3896（直通）

3 その他

措置の内容の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧
できます。

八健推第 455 号
令和2年9月23日

八尾市監査委員	吉川 慎一郎 様
同	八百 康子 様
同	重松 恵美子 様
同	榘井 政佐美 様

八尾市長 山本 桂 右

監査の結果に対する措置の通知について

令和2年3月30日付け監査報告第1-7号の定期監査の結果に基づく措置を別紙のとおり講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

令和元年度実施健康まちづくり部定期監査の結果に対する措置の内容
健康推進課

指 摘 事 項	講じた措置又は経過
<p>1 健康教育事業等に係る事務について 保健センター等において健康教育事業や乳幼児の健康診査等の保健事業に従事する医師等について、地方公務員法に規定する臨時的任用職員として任用している。</p> <p>臨時的任用職員に対しては八尾市嘱託員等の報酬等に関する条例に基づき賃金を支給すべきであるが、当該医師等に対して謝礼を支払っているのが、適正な事務処理に改めること。</p>	<p>措置状況 1. 措置済(令和2年3月1日)</p> <p>健康教育事業等に従事する医師等の任用形態を見直し、八尾市保健医療業務協力従事者取扱基準を定め、当該医師等を保健医療業務協力従事者として市に登録し、謝礼を支払うよう改めました。</p>
<p>2 市後援名義の使用承認に係る事務について 市後援名義の使用について、申請者に対して、事業完了後は速やかに事業報告書を提出することを条件として承認しているが、申請者から事業報告書の提出を受けていないものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。</p>	<p>措置状況 1. 措置済(令和2年8月4日)</p> <p>事業報告書の提出を受けていないものについて、申請者から事業報告書の提出を受けました。</p> <p>また、市と協働、連携等をして実施されている事業についての市後援名義の使用承認においては、当該事業完了後の会議等における事業報告に関する資料をもって市後援名義の使用に係る事業報告書とするよう改めました。</p>
<p>3 備品の管理について 備品台帳から抽出し現品と照合したところ、備品登録がされていないもの等が見受けられたので、備品全般について現品との照合確認を行うとともに備品台帳の整備を図り、適切に管理すること。</p>	<p>措置状況 1. 措置済(令和2年5月15日)</p> <p>備品全般について備品台帳と現品とを照合し、備品登録されていないものについては登録手続を行うなど、備品台帳を整備しました。</p>

健康保険課

指 摘 事 項	講じた措置又は経過
<p>1 国民健康保険高額療養費等の支給に係る事務について</p> <p>八尾市財務規則第 39 条の 2 第 1 項ただし書及び第 2 項の規定に基づき、会計管理者が請求書を添付する必要がないと認めた場合は、支出命令者である所属長が支出の根拠資料等の内容を調査し確認することとされているが、支出の根拠資料として保管されている高額療養費支給申請書等を確認したところ、鉛筆で記入されているものや日付が記入されていないものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。</p>	<p>措置状況 1. 措置済(令和 2 年 5 月 1 日)</p> <p>高額療養費支給申請書等の支出の根拠資料については、消えない筆記用具での記入とし、また、日付の確認を行うよう事務処理を改めました。</p>
<p>2 職員の任命について</p> <p>八尾市国民健康保険料滞納世帯に係る処分に関する規則に基づき設置されている措置審査委員会の委員については、健康まちづくり部長、健康まちづくり部健康保険課長、地域福祉部高齢介護課長、地域福祉部障害福祉課長、こども未来部こども政策課長の職にある者をもって充てると規定されているが、これらの委員に対する任命手続が行われていないので、適正な事務処理に改めること。</p>	<p>措置状況 1. 措置済(令和 2 年 4 月 1 日)</p> <p>令和 2 年度措置審査委員会の委員の任命から任命手続を行うよう改めました。</p>
<p>3 備品の管理について</p> <p>備品台帳から抽出し現品と照合したところ、備品シールが貼付されていないものが見受けられたので、速やかに所定の手続を行うとともに、適切に管理すること。</p>	<p>措置状況 1. 措置済(令和 2 年 4 月 1 日)</p> <p>備品シールが貼付されていないものについて、登録状況を確認し備品シールを貼付しました。</p>

保健衛生課

指 摘 事 項	講じた措置又は経過
1 備品の管理について 備品台帳から抽出し現品と照合したところ、所在が確認できないものが見受けられたので、適切に管理すること。	措置状況 1. 措置済(令和2年5月12日) 所在が確認できなかった備品については、故障したため廃棄したことを確認し、廃棄手続を行いました。

共通事務

指 摘 事 項	講じた措置又は経過
<p>1 契約事務について</p> <p>契約の締結において、次のような事例が見受けられたので、八尾市財務規則等の規定を遵守し、適正な事務処理を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①随意契約により契約を締結する場合において、伺書に契約相手方の選定理由が記載されていないものや記載された選定理由が不十分なもの等 ②随意契約により契約を締結する場合において、2 者以上から見積りを徴していないもの ③契約書において、八尾市財務規則等に定められた記載事項がないものや誤っているもの等 ④業務委託契約に係る仕様の内容が確認できないもの ⑤入札保証金や契約保証金を免除する場合において、免除について決裁されていないもの ⑥契約書や仕様書に定める作業員名簿等が提出されていないもの 	<p>措置状況 1. 措置済(令和2年5月25日)</p> <p>各課内会議等において契約の締結に係る八尾市財務規則等の規定について再確認し、随意契約を行う場合にあっては伺書に契約相手方の選定理由を適切かつ明確に記載し、また、契約書に同規則等に定められた事項を適切に記載するなど、適正な事務処理を行うよう改めました。</p>
<p>2 文書事務について</p> <p>伺書において、以下のような事例が見受けられたので、八尾市文書取扱規程等に基づき適正な事務処理を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①決裁区分が誤っているものや不要な合議を受けているもの ②完結日の記載が漏れているものや誤っているもの ③廃棄年月が誤っているもの 	<p>措置状況 1. 措置済(令和2年5月25日)</p> <p>各課内会議等において伺書の決裁区分等について再確認し、八尾市文書取扱規程等に基づき適正な事務処理を行うよう改めました。</p>